

特定事業所加算と特別地域加算を併給した場合の単位数の算定方法について

(様式第二)

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X	X	X	X	X	X	平成	2	1	年	0	4	月	分
助成自治体番号	Y	Y	Y	Y	Y	Y								

指定事業所番号	X	X	1	X	X	X	X	X	X	X	X
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX										
地域区分	特甲地										
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1										

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額	指定事業所番号	9	9	1	0	0	0	0	0	0	1	管理結果	3	管理結果額	X	X	X	X	X
管理事業所	事業所名称																		

サービス種別	1	1	平成	2	1	年	0	4	月	0	1	日	7	平成		年		月		日	利用日数	6	入院日数	
--------	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	---	--	---	--	---	------	---	------	--

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1111119	584	4	2336	
身体早朝1.0	1111999	503	4	2012	
身体夜間0.5深夜1.0	1114911	813	4	3252	
家事早朝0.5	116195	131	4	524	
居介特定事業所加算 I	116010	1625	1	1625	
居介特別地域加算	116015	1219	1	1219	
居介利用者負担上限額管理加算	115010	150	1	150	月1回の算定となります。
居介初回加算	116020	200	1	200	

算定方法

1. 特定事業所加算 I の単位数の算定

8,124単位 × 20/100 = 1,624.8単位 ⇒ 1,625単位

※特定事業所加算の算定範囲に、特別地域加算の単位数は含まれません。

調整後利用者負担額	
上限額管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	
請求額	給付費
	特別対策費
自治体助成分請求額	

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	市町村請求額	実費算定額

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X	X	X	X	X	X	平成	2	1	年	0	4	月	分
助成自治体番号	Y	Y	Y	Y	Y	Y								

指定事業所番号	X	X	1	X	X	X	X	X	X	X	
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX										
地域区分	特甲地										
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1										

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額	指定事業所番号	9	9	1	0	0	0	0	0	0	1	管理結果	3	管理結果額	X	X	X	X	X
管理事業所	事業所名称																		

サービス種別	1	1	平成	2	1	年	0	4	月	0	1	日	7	平成		年		月		日	利用日数	6	入院日数	
--------	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	---	--	---	--	---	------	---	------	--

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1111119	584	4	2336	
身体早朝1.0	1111999	503	4	2012	
身体夜間0.5深夜1.0	1114911	813	4	3252	
家事早朝0.5	116195	131	4	524	
居介特定事業所加算 I	116010	1625	1	1625	
居介特別地域加算	116015	1219	1	1219	
居介利用者負担上限額管理加算	115010	150	1	150	月1回の算定となります。
居介初回加算	116020	200	1	200	

算定方法

2. 特別地域加算の単位数の算定

8,124単位 × 15/100 = 1,218.6単位 ⇒ 1,219単位

※特別地域加算の算定範囲に、特定事業所加算の単位数は含まれません。

調整後利用者負担額	
上限額管理後利用者負担額	
決定利用者負担額	
請求額	給付費
	特別対策費
自治体助成分請求額	

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	市町村請求額	実費算定額